

## 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく 令和2年度「公助」行動計画の取組結果及び 令和3年度「公助」行動計画

### 凡例

#### 「年度」の区分

|    |            |
|----|------------|
| 検討 | : 検討するもの   |
| 実施 | : 実施するもの   |
| 一部 | : 一部実施するもの |
| 完了 | : 完了したもの   |

#### 「評価」の区分

|   |                       |
|---|-----------------------|
| ◎ | : 計画以上に取組めた。          |
| ○ | : 計画どおり取組めた。          |
| △ | : 計画していたがすべては取組めなかった。 |
| × | : 取組めなかった。            |

<基本目標1>福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性       | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果   | 評価 | 今後の課題等 | 令和3年度行動計画   |
|------|------|--------------|---|----|----|----|----|----|---|-----------------|---|----|--------|---|
|      |      |              |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |   |                 |   |    |        |   |
| 1    | 1    | 1-(1)情報提供の充実 | 情報を届ける対象(年齢層等)を考慮した上で、町広報紙やパンフレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆月1回の特集ページにおいて介護予防や福祉サービスに関する記事(参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容)を掲載します。<br>◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、イラストや写真等を活用し、読みやすいものとなるようにします。     | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆月1回(原則1日号)、広報紙に地域福祉に関する特集記事を掲載し、その中で地域交流サロンや介護予防等に関する取組、セルフケアの方法等を紹介しました。(12回)<br>◆各事業のチラシについて、事業内容が分かりやすいものにするともに、参加を促すような文章やイラストを取り入れました。  | ○  |        | ◆2ヶ月に1回の特集ページにおいて介護予防や福祉サービスに関する記事(参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容)を掲載します。<br>◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、イラストや写真等を活用し、読みやすいものとなるようにします。  |
|      |      |              |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆各制度について、利用を希望する人にわかりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆各制度について町ホームページで周知を行いました。また、窓口対応時には、障がい者福祉のしおりやパンフレットを用いて適切な情報提供を行いました。   | ○  |        | ◆各制度について、利用を希望する人にわかりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。  |
|      |      |              |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆毎月15日号の広報紙に子育て支援センターたんぼのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。<br>◆広報紙に、一時預かり事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。                                   | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆毎月15日号の広報紙に子育て支援センターのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載しました。<br>◆四半期に1回程度、一時預かり事業について広報紙に掲載しました。  | ○  |        | ◆毎月の広報紙に子育て支援センターたんぼのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。<br>◆広報紙に、一時預かり事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。                                       |
| 2    | 1    | 1-(1)情報提供の充実 | 福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。                    | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆民生委員・児童委員、介護サービス事業所等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者につないでもらうよう案内します。  | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆民生委員・児童委員や介護サービス事業者等連絡会(7/4)に対し、福祉サービスに関する情報提供を行いました。(各1回)   | ○  |        | ◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者につないでもらうよう案内します。  |
|      |      |              |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆指定特定相談支援事業所に対し、サービス等の情報提供を行いました。<br>◆民生委員・児童委員に対し、福祉のしおりをもとに勉強会を開催し、障害者手帳の制度及びサービスについて周知しました。  | ○  |        | ◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。  |
|      |      |              |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。  | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆子育て世帯が利用する保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知するため、チラシの配布等を行いました。  | ○  |        | ◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。  |
| 3    | 1    | 1-(1)情報提供の充実 | 地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。                       | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆引き続き各種会議や、町ホームページ等を通じて、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知します。<br>◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口へ配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。 | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆区長会や民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会評議員会、ほうかつ通信のサロン代表者等への配布(13回)等、様々な機会を通じて、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知しました。<br>◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口へ配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付しました。<br>◆認知症地域支援推進員(3名)を配置していることを広報あしや2/1号及び町ホームページで周知しました。<br>◆憩の家「地域包括支援センター相談窓口案内」のチラシを配置し、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知しました。<br>◆新型コロナウイルス感染症支援策として実施した給付金商品券の発送の際に、介護予防普及啓発のための冊子を同封し、65歳以上の全世帯に配布しました。冊子には、地域包括支援センターの名称と電話番号を記載することで、地域包括支援センターの周知を図りました。 | ○  |        | ◆引き続き各種会議や、町ホームページ等を通じて、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知します。<br>◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口へ配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。 |
|      |      |              |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆町のホームページや障がい者福祉のしおりに掲載し周知を図ります。<br>◆一般相談の際、「障がい者のしおり」で、みどり園やまつかぜ荘を紹介します。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆一般相談(みどり園、まつかぜ荘)については、「障がい者のしおり」で情報提供を行うことができました。<br>◆障がい者(身体・知的)に関する相談員について、継続して町ホームページに掲載しました。(令和2年度は相談員の変更なし)   | ○  |        | ◆一般相談(みどり園、まつかぜ荘)の利用者は減少していますが、サービスに繋がっていない人もおり、引き続き相談窓口の周知は必要です。   |
|      |      |              |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員・児童相談所など相談対応可能な機関を紹介します。                                | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆保育所の新年度入所案内や子育て支援センター行事案内など、各事業等の周知記事を広報紙の連載記事内(毎月15日号)に掲載しました。<br>◆子育てに関する相談を受けた際には、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談内容に対応可能な機関を紹介しました。  | ○  |        | ◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。                          |

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動評価及び令和3年度「公助」行動計画

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性             | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |  | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)  | 令和2年度取組結果   | 評価 | 今後の課題等   | 令和3年度行動計画   |
|------|------|--------------------|---|----|----|----|----|--|---|---|---|----|--|---|
|      |      |                    |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |   |   |   |    |  |   |
| 4    | 1    | 1-1(1)情報提供の充実      | 社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、身近な相談支援に携わる機関や人についての周知を図ります。            | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆社会福祉協議会との各種協力事業等とおして、社会福祉協議会が住民に広く認知されるよう努めます。<br>◆相談内容に応じて、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等に繋げることで周知を図ります。  | 福祉課(高齢者支援係)   | ◆憩の家の指定管理や高齢者能力活用事業委託等の各種協力事業を通じて、社会福祉協議会が住民に広く認知されるよう努めました。<br>◆地域包括支援センターで高齢者の相談を受けた際には、相談内容に応じて、地区担当民生委員や社会福祉協議会窓口を紹介しました。   | ○  |  | ◆社会福祉協議会との各種協力事業等を通じて、社会福祉協議会が住民に広く認知されるよう努めます。<br>◆相談内容に応じて、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等に繋げることで周知を図ります。  |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆5月1日号の広報紙に、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介を掲載します。<br>◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介ページを掲載します。  | 福祉課(障がい者・生活支援係)   | ◆5/12の民生委員・児童委員の日に合わせ、広報あしや5/1号に、民生委員・児童委員の紹介として、顔写真入りで掲載しました。<br>◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介ページを作成し、顔写真入りで掲載しました。  | ○  | ◆民生委員・児童委員の欠員地区への対応が必要となります。   | ◆5月号の広報紙に、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介を掲載します。<br>◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介ページを掲載します。  |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。<br>◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を紹介します。   | 健康・こども課(子育て支援係)   | ◆毎月15日号の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。<br>◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介しました。<br>◆子育てに関する相談を受けた際には、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談内容に対応可能な機関を紹介しました。   | ○  |  | ◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。<br>◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。   |
| 5    | 1    | 1-2(2)相談支援体制の整備、充実 | どこに行けば相談できるか、誰に相談できるのかをわかりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図ります。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。<br>◆認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症地域支援推進員を配置していることを広報紙、ホームページに掲載します。また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を必要に応じて配付します。<br>◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会をポスターや町ホームページにより周知します。 | 福祉課(高齢者支援係)   | ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、転入者や相談者等に配付しました。<br>◆ほうかつ通信をサロン代表者等へ配布(13回)することで、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知しました。<br>◆認知症地域支援推進員(3名)を配置していることを町ホームページで周知しました。また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を必要に応じて相談者に配付しました。<br>◆福祉サービスの苦情相談窓口である県社協(適正化委員会)や、介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会を、ポスターや町ホームページにより周知しました。<br>◆憩の家「地域包括支援センター相談窓口案内」のチラシを配置し、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知しました。<br>◆新型コロナウイルス感染症支援策として実施した給付金券の発送の際に、介護予防普及啓発のための冊子を同封し、65歳以上の全世帯に配布しました。冊子には、地域包括支援センターの名称と電話番号を記載することで、地域包括支援センターの周知を図りました。 | ○   |    | ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。<br>◆認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症地域支援推進員を配置していることを広報紙、ホームページに掲載します。また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を必要に応じて配付します。<br>◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会をポスターや町ホームページにより周知します。 |   |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆障がい(身体障がい・知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページに掲載します。<br>◆精神障がい者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。<br>◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘をホームページや障がい者のおしりで周知します。<br>◆民生委員・児童委員について、広報あしや及び町ホームページで紹介し、周知を図っていきます。 | 福祉課(障がい者・生活支援係)   | ◆障がい者に関する相談の窓口(みどり園やまつかぜ荘)をホームページや障がい者のおしりで周知しました。<br>◆障がいに関する相談員について、昨年度に引き続き町ホームページで周知しました。<br>◆精神障がい者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載しました。<br>◆民生委員・児童委員について、広報あしや5/1号や町ホームページで顔写真入りで紹介を行いました。 | ○  |  | ◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘をホームページや障がい者のおしりで周知します。<br>◆障がい(身体障がい・知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページに掲載します。<br>◆精神障がい者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。<br>◆民生委員・児童委員について、広報あしや及び町ホームページで紹介し、周知を図っていきます。 |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆広報あしやに子育て支援センターの記事を掲載します。<br>◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を紹介します。   | 健康・こども課(子育て支援係)   | ◆毎月15日号の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。<br>◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介しました。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介しました。   | ○  |  | ◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。<br>◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。<br>◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。   |

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動評価及び令和3年度「公助」行動計画

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性            | 具体的取り組み項目  | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果   | 評価 | 今後の課題等   | 令和3年度行動計画   |
|------|------|-------------------|--|----|----|----|----|----|---|-----------------|---|----|--|---|
|      |      |                   |  | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |   |                 |   |    |  |   |
| 6    | 1    | 1-(2)相談支援体制の整備、充実 | 福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるよう、役場の相談窓口を担当する職員の能力向上に努めます。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆認知症地域支援推進員のフォローアップ研修に参加し、相談対応力の向上に努めます。<br>◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。  | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆認知症地域支援推進員が認知症のオンライン研修(4回)等に参加し、相談対応力の向上に努めました。<br>◆地域包括支援センター職員サポート法律相談により困難事例等を弁護士に相談することで、職員の資質向上を図りました。  | ○  |  | ◆認知症地域支援推進員のフォローアップ研修に参加し、相談対応力の向上に努めます。<br>◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。  |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆障がいに関する相談に適切に対応できるよう研修会等に参加します。<br>◆相談支援専門員、事業所、中間市及び遠賀郡4町で構成する遠賀・中間地域障がい者支援協議会に参加し情報交換、事例検討を行うとともに、地域生活支援拠点の充実を目指し、障がい者支援を図ります。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆県主催の障がい者に関する研修会(宗像・遠賀地域精神障がい者地域支援実務者会議)に参加し、相談スキルの向上に努めました。  | ○  |  | ◆障がいに対する相談に適切に対応できるよう、各種研修会に参加します。  |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆相談に適切に対応できるよう研修会等に積極的に参加し、対応力の向上に努めます。   | 健康・子ども課(子育て支援係) | ◆要保護児童対策協議会調整担当者研修会に参加しました。(2名×5回)  | ○  |  | ◆相談に適切に対応できるよう研修会等に積極的に参加し、対応力の向上に努めます。   |
| 7    | 1    | 1-(2)相談支援体制の整備、充実 | 相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実を努めます。                             | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。   | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆介護サービス事業者等連絡会において、研修会を実施しました。また、福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、ケアマネジメント研修を開催しました。<br>◆居宅介護支援事業所に対し、北九州市等が開催する研修会の案内を行いました。  | ○  |  | ◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。   |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。<br>◆福祉サービス事業所に県が主催する事業所向けの研修会を案内します。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆民生委員・児童委員に対して、県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内しました。<br>◆相談支援事業所向けの研修について、町内の相談支援事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知しました。   | ○  |  | ◆福祉サービス事業所に県が主催する事業所向けの研修会を案内します。<br>◆県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。   |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆保育所、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。  | 健康・子ども課(子育て支援係) | ◆保育所、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、県や県社協が主催する、職員の資質向上や施設運営に関する各種研修の案内を行いました。   | ○  |  | ◆保育所、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。  |
| 8    | 1    | 1-(2)相談支援体制の整備、充実 | 必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来ることが困難な人への対応、相談支援の充実を努めます。        | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。   | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆来庁が困難な人に対しては、必要に応じて地域包括支援センターの職員が訪問し対応しました。(総合相談件数170件)  | ○  |  | ◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。   |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆役場への来庁が困難な場合に、民生委員・児童委員と連携し、家庭訪問を行いました。  | ○  | ◆引きこもりの方については、家庭訪問を行っても会うことができず、どのようにアプローチしていかか課題です。 | ◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。   |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し訪問を行う等、連携を図ります。  | 健康・子ども課(子育て支援係) | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し訪問を行う等、連携を行いました。(令和2年度登録児童数42人)  | ○  |  | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し訪問を行う等、連携を図ります。  |
| 9    | 1    | 1-(2)相談支援体制の整備、充実 | 専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。                           | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施します。<br>◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報、医師の指示、既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。<br>◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。 | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施しました。(3回)<br>◆介護認定を受けている生活保護受給者等に関して、福祉事務所と家庭状況や生活状況、医療機関への受診情報、医師の指示、既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行いました。<br>◆専門職を助言者として招いて自立支援型の地域ケア会議を実施しました(4回)。 | ○  |  | ◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施します。<br>◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報、医師の指示、既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。<br>◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。 |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆対応が難しい事例、新規事例などに対して、相談支援専門員や事業所、医療機関、学校等と情報交換や連携を行って、対応しました。   | ○  |  | ◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。  |
|      |      |                   |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し、連携を図ります。  | 健康・子ども課(子育て支援係) | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し訪問を行う等、連携を行いました。(令和2年度登録児童数42人)  | ○  |  | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し訪問を行う等、連携を図ります。  |

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動評価及び令和3年度「公助」行動計画

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性            | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |  | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)  | 令和2年度取組結果   | 評価 | 今後の課題等  | 令和3年度行動計画  |
|------|------|-------------------|---|----|----|----|----|--|---|---|---|----|---|--|
|      |      |                   |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |   |   |   |    |   |  |
| 10   | 1    | 1-(2)相談支援体制の整備、充実 | 必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。       | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。<br>◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。 | 福祉課(高齢者支援係)   | ◆高齢の障がい者について、必要に応じて障がい者・生活支援係と情報を共有しました。<br>◆障害福祉サービス・介護サービス双方の利用対象者となる人について、障がい者・生活支援係とサービスの利用調整を行い、適切なサービスに繋がるよう努めました。  | ○  |   | ◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。<br>◆障害福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。 |
|      |      |                   |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケース会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。<br>◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。    | 福祉課(障がい者・生活支援係)   | ◆三課会議(健康こども課、学校教育課、福祉課)に参加し、情報共有を行うことができました。<br>◆障がい児通所支援を受けている問題家庭等については、健康・こども課や学校教育課と情報共有を行いました。障がい福祉サービスと介護保険のサービスを利用している方についても、介護保険事業所と情報共有等をして、サービス支給量の検討をしました。 | ○  |   | ◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケース会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。<br>◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。   |
|      |      |                   |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施   | ◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、保育所等施設、児童相談所、保健師、教育委員会、学校、福祉課等と連携して支援を行います。                                    | 健康・こども課(子育て支援係)   | ◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、保育所等施設、児童相談所、保健師、教育委員会、学校、福祉課等と連携して支援を行いました。   | ○  |   | ◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、保育所等施設、児童相談所、保健師、教育委員会、学校、福祉課等と連携して支援を行います。                                   |
| 11   | 1    | 1-(2)相談支援体制の整備、充実 | 成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関・団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、周知を図ります。 | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆成年後見制度利用促進のため中核機関を近隣市町と共同設置し、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。<br>◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。 | 福祉課(高齢者支援係、障がい者・生活支援係)  | ◆成年後見制度利用促進のため中核機関を水巻町を除く郡内三町で共同で設置し、町ホームページで周知しました。<br>◆家庭裁判所や中核機関、小倉支部管内の近隣市町との情報共有を図るため、家庭裁判所での連携会議(3回)に出席しました。<br>◆法律専門職の支援が必要と思われる人にはリーフレット等を配付し、法テラス等の関係機関に繋げました。 | ○   |    | ◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。<br>◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。 |  |

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性         | 具体的取り組み項目  | 年度 |    |    |    |   | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)   | 令和2年度取組結果  | 評価   | 今後の課題等  | 令和3年度行動計画   |
|------|------|----------------|--|----|----|----|----|---|---|--|--|--|---|---|
|      |      |                |  | 元  | 2  | 3  | 4  | 5   |   |  |  |  |   |   |
| 12   | 1    | 2-(1)福祉サービスの充実 | 町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。      | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆第7期高齢者福祉計画(H30~R2年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行うとともに、次期計画の策定を進めます。 | 福祉課(高齢者支援係)  | ◆地域包括ケア推進委員会を4回開催し、事業評価を行うなどPDCAサイクルによる進捗管理を行うとともに、第8期計画の策定に向けて、素案の審議を重ね、年度内に計画案の答申を受けました。 | ○  |   | ◆第8期高齢者福祉計画(令和3~5年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行います。 |
|      |      |                |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆第6期障害福祉計画(R3~R5年度)の策定のため、障害福祉計画推進委員会において、福祉サービスの評価を行い、次期計画の策定を進めます。                | 福祉課(障がい者・生活支援係)  | ◆障害福祉計画推進委員会を10/14に開催し、現計画の推進及び、令和3年度からの第6期障害福祉計画策定を行いました。                                 | ○  |   | ◆障害福祉計画の目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。      |
|      |      |                |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2年度~R6年度)に基づく各種事業を実施します。   | 健康・こども課(子育て支援係)  | ◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)に基づく各種事業(学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など)を実施しました。                    | ○  |   | ◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)に基づく各種事業を実施します。                           |
| 13   | 1    | 2-(1)福祉サービスの充実 | 遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会の活動を通して、障がい福祉に関わる近隣市町との連携を進めます。 | 実施 | 実施 | 検討 | 検討 | ◆地域生活支援拠点について、未実施事業(体験の場の提供等)の制度設計について、遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会にて協議を継続します。 | 福祉課(障がい者・生活支援係)   | ◆遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会の専門部会、勉強会において以下のことに取り組み、地域生活支援拠点等の運営、整備を行いました。<br>・遠賀中間地域生活支援拠点等事業の評価・検証シートを作成し、PDCAサイクルで評価・検証を行う体制を確立しました。<br>・「体験の機会・場の提供」についてマニュアルの作成を行い、拠点の届出をしている事業所に対し説明を行いました。<br>・「緊急時の受入・対応」について、事業所とともに遠賀町の「四方の里」の施設見学を行いました。<br>・「精神障がいにも対応した地域ケアシステムの構築」について、勉強会に参加しました。 | ○  | ◆拠点相談支援事業所は遠賀郡四町、中間市で1事業所以上登録がありますが、拠点サービス事業所の登録が少ないため地域生活支援拠点事業の主旨を理解してもらい、登録事業所が増えるよう努める必要があります。 | ◆地域生活支援拠点の機能の充実について、未整備機能(専門的人材の確保・育成)の制度設計に関する協議を継続します。<br>◆地域生活支援拠点のチラシの作成や、事業所説明会を開催し、少しでも多くの事業所に拠点に参加していただけるよう取り組みます。<br>◆「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、どのように事業を進めていくか、遠賀郡四町、中間市と保健所で協議を開始します。 |   |

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動評価及び令和3年度「公助」行動計画

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性             | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画       | 所管課(係)  | 令和2年度取組結果 | 評価 | 今後の課題等  | 令和3年度行動計画       |   |   |
|------|------|--------------------|---|----|----|----|----|----|-----------------|---|-----------|----|---|-----------------|---|---|
|      |      |                    |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |                 |   |           |    |   |                 |   |   |
| 14   | 1    | 2-1(1)福祉サービスの充実    | 子育て世代包括支援センター、子育て支援センターたんぼを拠点に、子育ての不安を抱える家族に対する支援を充実させます。             | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆子育て世代包括支援センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介しました。(妊婦相談103件、養育支援訪問延べ25件など)  | ○         |    | ◆子育て世代包括支援センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。       |                 |   |   |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |                 |   |           |    |   | 健康・こども課(健康づくり係) | ◆保健師・栄養士による育児相談4回(27組)、離乳食相談3回(11組)、臨床心理士によるほほえみ相談(ことばや発達の相談)9回(延べ42名)を実施しました。  | ◆保健師・栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。<br>◆乳幼児健康診査や広報等により住民への周知を行います。 |
| 15   | 1    | 2-2(2)適切な福祉サービスの提供 | 必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。                             | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆地域活動支援センターさくら、地域活動支援センターはまゆうに対し、郡内担当係長会議において、施設の維持管理や補助金適正化等について協議しながら、運営支援を行いました。   | ○         |    | ◆事業者と連携して、地域活動支援センターさくらを継続して運営するとともに、はまゆうに対する運営支援を行います。                           |                 |   |   |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |                 |   |           |    |   | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆中間市・遠賀郡四町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施しました(※新型コロナウイルス感染症対策のための閉所期間を除く)。<br>◆保育所等の広域入所を継続実施しました。                              | ◆遠賀郡四町・中間市で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。<br>◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。                         |
| 16   | 1    | 2-2(2)適切な福祉サービスの提供 | 福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上についての必要性や取り組みについて啓発します。                         | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆研修会(1回)を開催し、町内事業所のサービスの質の向上や介護支援専門員等従事者の資質向上を図りました。<br>◆居宅介護支援事業所に対し、北九州市等が開催する研修会の案内を行いました。<br>◆地域密着型事業所の運営推進会議に参加し、情報共有を図るとともに、必要な助言を行い質の向上に努めました。 | ○         |    | ◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援をします。<br>◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。 |                 |   |   |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |                 |   |           |    |   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆県が主催する障がい福祉サービス事業者(相談支援事業所)向けの研修を、対象事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知します。   | ◆障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知します。  |
|      |      |                    |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |                 |   |           |    |   | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、県や県社協が主催する、職員の資質向上や施設運営に関する各種研修の案内を行いました。   | ◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。  |
| 17   | 1    | 2-2(2)適切な福祉サービスの提供 | 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会で、医療介護連携のため情報共有ツールの検討を行いました。  | ○         |    | ◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。                                      |                 |   |   |
|      |      |                    |   | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |                 |   |           |    |   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆遠賀中間地域障がい者支援協議会において、地域生活支援拠点の整備に取り組みしました。<br>・未実施事業の一つである「体験の場の提供」について整備<br>・地域生活支援拠点等を担う事業所の追加<br>・地域生活支援拠点利用者の申請受付 | ◆地域生活支援拠点について、未実施事業(専門的人材の育成等)の制度設計について協議を継続します。  |

3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性           | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果  | 評価 | 今後の課題等 | 令和3年度行動計画   |
|------|------|------------------|---|----|----|----|----|----|---|-----------------|--|----|--------|---|
|      |      |                  |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |   |                 |  |    |        |   |
| 18   | 1    | 3-(1)生活困窮者への自立支援 | 経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。     | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆生活困窮者に対して、必要に応じて県の事業(くらしの困りごと相談室)を紹介し、また、生活保護制度の相談については、迅速に県の福祉事務所に繋ぎます。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆生活保護非該当の生活困窮者に対して、県の事業(くらしの困りごと相談室)を紹介しました。<br>◆生活保護の申請受付後は、速やかに福祉事務所へ連絡し、書類送付の遅延がないよう迅速な対応を行いました。  | ○  |        | ◆生活困窮者に対して、必要に応じて県の事業(くらしの困りごと相談室)を紹介し、また、生活保護制度の相談については、迅速に県の福祉事務所に繋ぎます。   |
| 19   | 1    | 3-(1)生活困窮者への自立支援 | 生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆各関係機関が実施する事業の周知を広報紙や町ホームページに掲載し、周知します。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する生活資金の特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)について、ホームページで周知を図りました。<br>◆「生活困窮者電話相談会」について、広報あしや11/1号に掲載し、周知を図りました。<br>◆「全国一斉生活保護相談会」について、広報あしや1/10号に掲載し、周知を図りました。                                    | ○  |        | ◆各関係機関(県や社会福祉協議会等)が実施する事業の周知を広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。   |
| 20   | 1    | 3-(2)虐待への対応      | 虐待に関する相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。                  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。<br>◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事業発生時に速やかに対応できるよう備えます。<br>◆職員への対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。         | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆高齢者虐待に関して、6/1号の広報紙に記事掲載し虐待防止のための啓発を行いました。<br>◆地域包括支援センターで作成した高齢者虐待対応マニュアルについて、相談受付から終結までの内容を確認し対応しました。<br>◆高齢者虐待の啓発に関するチラシ等を窓口へ配置するとともに、介護サービス事業者等連絡会にて配布しました。<br>◆県主催の高齢者虐待対応研修(2回)に参加し、虐待事案への対応力向上に努めました。 | ○  |        | ◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。<br>◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事業発生時に速やかに対応できるよう備えます。<br>◆職員への対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。   |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆DVに関する相談窓口一覧を継続して広報紙に掲載し、周知を図ります。<br>◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めます。<br>◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加します。    | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆DVに関する相談窓口一覧をホームページに掲載し、周知を図りました。<br>◆福岡県女性相談所主催の「配偶者からの暴力防止対策等の研修会」に参加し、相談スキルの向上に努めました。<br>◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加しました。<br>◆庁内の関係部署が相互に連携し、被害者への的確な支援を行うため、DV等対策庁内連絡会議を設置しました。                 | ○  |        | ◆DVに関する相談窓口一覧をホームページ等に掲載し、周知を図ります。<br>◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めます。<br>◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加します。<br>◆庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部署と連携を図り、状況に応じ被害者への的確な支援を行います。 |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆広報あしやに、児童虐待防止等の啓発記事と合わせて、児童虐待相談ダイヤル「189」や児童相談所の紹介を行います。<br>◆児童虐待対応のための研修に参加します。  | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆広報あしや11/1号に児童虐待防止啓発記事掲載しました。<br>◆県主催の児童虐待対応研修に参加しました。   | ○  |        | ◆広報あしやに、児童虐待防止等の啓発記事と合わせて、児童虐待相談ダイヤル「189」や児童相談所の紹介を行います。<br>◆児童虐待対応のための研修に参加します。  |
| 21   | 1    | 3-(2)虐待への対応      | 虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると思われる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養護者等に対し必要な支援を行います。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆虐待が疑われる事例に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。<br>◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。                     | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆虐待が疑われる事案(2件)について、県社会福祉士会の虐待対応チームや弁護士等の専門職と連携し、必要な訪問調査を行いました。<br>◆上記事案において、高齢者の養護者に対して必要な助言等を行いました。   | ○  |        | ◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。<br>◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。   |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆虐待が疑われる通告があった場合は、関係機関(福祉事務所、福祉サービス事業所)と連携し事実確認を行い、防止策を検討するとともに必要に応じて成年後見制度等を案内します。<br>◆虐待をした養護者等に対して、関係機関と連携し適切な支援を行います。 | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆虐待が疑われる通告はありませんでした。   | ○  |        | ◆虐待が疑われる通告があった場合は、関係機関(福祉事務所、福祉サービス事業所)と連携し事実確認を行い、防止策を検討するとともに必要に応じて成年後見制度等を案内します。<br>◆虐待をした養護者等に対して、関係機関と連携し適切な支援を行います。   |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護するとともに、養育者等に対し、必要な支援を行います。                 | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、一時保護につなげるなど、虐待を受けている子どもの権利を擁護するとともに、養育者等に対し、必要な支援(養育に関する相談支援など)を行いました。   | ○  |        | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護するとともに、養育者等に対し、必要な支援を行います。   |

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動評価及び令和3年度「公助」行動計画

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性                | 具体的取り組み項目  | 年度 |    |    |    |   | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)   | 令和2年度取組結果   | 評価 | 今後の課題等   | 令和3年度行動計画   |
|------|------|-----------------------|--|----|----|----|----|---|---|--|---|----|--|---|
|      |      |                       |  | 元  | 2  | 3  | 4  | 5   |   |  |   |    |  |   |
| 22   | 1    | 3-(2)虐待への対応           | 虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。                                   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、事案対応を行います。   | 福祉課(高齢者支援係)  | ◆虐待が疑われる事案(2件)について、専門職や関係者と連携しつつ、必要な訪問調査等を行いました。<br>◆上記事案において、高齢者の養護者に対して必要な助言等を行いました。  | ○  |  | ◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、事案対応を行います。   |
|      |      |                       |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。<br>◆相談があった場合は、配偶者暴力支援センターに繋がります(必要に応じて同行)か、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。 | 福祉課(障がい者・生活支援係)  | ◆障がい者虐待疑いが疑われる通告はありませんでした。<br>◆DVの相談窓口について問い合わせがあり、相談ホットラインの案内とチラシの配布を行いました(2件)。  | ○  |  | ◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。<br>◆相談があった場合は、配偶者暴力支援センターに繋がります(必要に応じて同行)か、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。 |
|      |      |                       |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と情報を共有し、連携を図ります。<br>◆芦屋町要保護児童対策協議会を必要に応じ開催し、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図ります。             | 健康・こども課(子育て支援係)  | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と情報を共有し、一時保護につなぐ、子育て支援係と教育委員会による面談など連携をおこないました。<br>◆令和2年度は、会議での協議が必要な事案がなく、また、新型コロナウイルス感染症予防の観点も踏まえて、会議の開催を見送りました。 | ○  |  | ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と情報を共有し、連携を図ります。<br>◆芦屋町要保護児童対策協議会を必要に応じ開催し、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図ります。             |
| 23   | 1    | 3-(3)自殺対策を視野に入れた支援の充実 | 「芦屋町のちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆自殺対策進捗確認シートを作成し、関係する係が担当する様々な施策について、令和元年度の実施状況、評価等を行うPDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めます。 | 福祉課(障がい者・生活支援係)   | ◆自殺対策進捗確認シートを作成し、関係する係が担当する様々な施策について、令和元年度の実施状況、評価等を行うPDCAサイクルによる進捗管理を行いました。 | ○   |    | ◆自殺対策進捗確認シートをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、令和2年度の進捗管理を行い、計画を進めます。 |   |

<基本目標2>安心安全な暮らしを支える地域づくり

1 支え合える関係づくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性          | 具体的取り組み項目  | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画  | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果  | 評価 | 今後の課題等   | 令和3年度行動計画  |
|------|------|-----------------|--|----|----|----|----|----|--|-----------------|--|----|--|--|
|      |      |                 |  | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |  |                 |  |    |  |  |
| 24   | 2    | 1-(1)地域住民の交流の充実 | 子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場や機会(子育てサロンなど)を提供します。                           | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供します。<br>◆山鹿公民館において、出前たんぼぼ(出前子育て支援センター)を毎月1回実施します。  | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供しました。<br>◆山鹿公民館において、出前たんぼぼ(出前子育て支援センター)を毎月1回実施しました。<br>※新型コロナウイルス感染症対策のため閉館等した期間(令和3年3月～6月末、ただし、電話相談は受付)を除く  | ○  |  | ◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供します。<br>◆山鹿公民館において、出前たんぼぼ(出前子育て支援センター)を毎月1回実施します。  |
| 25   | 2    | 1-(1)地域住民の交流の充実 | 地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援します。                                      | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。<br>◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。<br>◆新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。  | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆地域交流サロン実施地区(22地区)に対し、運営経費の支援として補助金を交付しました。<br>◆地域交流サロン事業実施地区の代表者に対し交流会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施できませんでした。<br>◆新たにサロンを開始する地区はありませんでした。  | △  |  | ◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。<br>◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。<br>◆新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。  |
| 26   | 2    | 1-(2)地域団体活動の促進  | 地域で活動するボランティア団体等について、活動内容を周知するとともに、人材確保に向けた広報活動への協力など、活性化に向けた取り組みを支援します。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆介護保険被保険者証の交付の際に、地域福祉活動に取り組むボランティア団体等の紹介文書を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。   | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆生涯学習課作成予定のボランティア団体紹介冊子の完成が間に合わず、配布を行うことができませんでした。   | ×  |  | ◆介護保険被保険者証の交付の際に、地域福祉活動に取り組むボランティア団体等の紹介文書を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。   |
|      |      |                 |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」によりボランティア活動やボランティア団体の情報発信を継続して行います。<br>◆掲示スペース等を設ける等、団体の活動が住民により周知されるよう努めます。<br>◆「りーどぼらんていあキッズ」など青少年のボランティア活動を促進し、活動を通じた情報発信を図ります。 | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」を毎月発行し、自治区回覧板での回覧などでボランティア活動の情報を地域住民へ広く提供しました。<br>◆ボランティア活動センター内と町民会館ロビーの掲示スペースに団体の発行物を掲示し情報発信を行いました。<br>◆センター及び、りーどぼらんていあキッズが令和2年度に取り組んだ活動について、「HAMAYOU」を通じて周知しました。 | ○  |  | ◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」によりボランティア活動やボランティア団体の情報発信を継続して行います。<br>◆掲示スペース等を設ける等、団体の活動が住民により周知されるよう努めます。<br>◆「りーどぼらんていあキッズ」など青少年のボランティア活動を促進し、活動を通じた情報発信を図ります。 |
| 27   | 2    | 1-(2)地域団体活動の促進  | 自治区や老人クラブ等の地域で活動する団体について、運営の支援を行います。                                     | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職員による人的支援を行います。   | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆県補助金を活用して、老人クラブ運営経費の一部を補助するとともに、老人クラブ連合会主催事業(ウォーキング大会等)で物的・人的支援を行いました。  | ○  | ◆新型コロナウイルス感染症対策により、老人クラブと協議の結果中止となった行事も多く、今後も高齢者の感染症対策について、老人クラブと協力していく必要があります。            | ◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職員による人的支援を行います。   |
|      |      |                 |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支援を行います。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金を交付しました。(実績1団体)<br>事業内容:障がい者の健康増進、交流及び障がい者スポーツ普及事業  | ○  |  | ◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支援を行います。  |
|      |      |                 |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。<br>◆掲示スペースについて、活動団体が情報交換のために活用できるよう団体へ周知します。<br>◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図られるよう、年数回ワールドカフェ方式の意見交換会を開催します。        | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放しました。また、ボランティアコーディネーターが団体や個人の相談に応じ、情報収集・情報交換を行いました。<br>◆登録団体を対象にワールドカフェ方式の情報交換会を開催し、情報収集・情報交換を行いました。  | ○  | ◆ワールドカフェに参加している団体が毎回同じであるため、広く参加を周知することや参加しやすいように工夫が必要です。                                  | ◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。<br>◆掲示スペースについて、活動団体が情報交換のために活用できるよう団体へ周知します。<br>◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図られるよう、ワールドカフェ方式の意見交換会を開催します。           |
|      |      |                 |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆自治区の行事支援及びまちづくり計画策定の支援を継続して行います。  | 環境住宅課(地域振興・交通係) | ◆自治区活動が行われなかったため、行事支援は行いませんでした。<br>◆はまゆり区のまちづくり計画策定を支援しました。  | △  | ◆新型コロナウイルス感染症の影響による自治区活動停止に対する支援についての検討が必要です。  | ◆自治区の行事支援を行います。<br>◆まちづくり計画策定支援を行います。  |
| 28   | 2    | 1-(3)交流の場の確保    | 地域活動や福祉活動の推進のため、地区公民館などの施設を広く住民に開放します。                                   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆関係団体と連携し、各種大会やスポーツ教室の開催などの支援を行います。<br>◆実施した事業などの内容を広報あしやなどでお知らせします。   | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆関係団体(芦屋町体育協会・芦屋町スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、芦屋町老人クラブ連合会)と連携し、各種大会の開催において、グラウンドや体育施設などの施設を提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、各種大会を中止しました。   | △  | ◆普段、運動に取り組めていない人へのきっかけづくりや関係団体等(スポーツ推進委員、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、健康・こども課、福祉課)との連携を活発化させることが必要です。 | ◆関係団体と連携し、各種大会やスポーツ教室の開催などの支援を行います。<br>◆実施した事業などの内容を広報あしやなどでお知らせします。   |
|      |      |                 |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協議会の実施する事業の会場として、地区公民館等を開放します。  | 生涯学習課(公民館・文化係)  | ◆各団体の実施する事業の会場として、社会教育施設を開放しました。特に、社会教育活動につながる事業に関しては、使用料の減免などにより、利用しやすい環境づくりにも取り組みました。  | ○  |  | ◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協議会の実施する事業の会場として、地区公民館等を開放します。  |

2 地域における連携の体制づくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性           | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画  | 所管課(係)                 | 令和2年度取組結果  | 評価 | 今後の課題等 | 令和3年度行動計画  |   |
|------|------|------------------|---|----|----|----|----|----|--|------------------------|--|----|--------|--|---|
|      |      |                  |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |  |                        |  |    |        |  |   |
| 29   | 2    | 2-1)要支援者などの情報の共有 | 避難行動要支援者名簿への登録を進めます。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆障がいのある人や高齢者など、災害時等の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙等を通じての周知を行います。<br>◆災害時等の避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新して、民生委員や自主防災組織、消防署に提供します。<br>◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がい者に対して職員が支援します。 | 福祉課(高齢者支援係・障がい者・生活支援係) | ◆障がいのある人や高齢者など、災害時等の避難に支援を要する人の名簿への登録について、広報あしや3/1号に掲載しました。<br>◆災害時等の避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新して、民生委員や自主防災組織、消防署に提供しました。(登録同意者766名)<br>◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がい者に対して職員が支援することとしました。(対象者なし)<br>◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がい者の情報を提供しました。 | ○  |        | ◆障がいのある人や高齢者など、災害時等の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙により周知を行います。<br>◆災害時等の避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員や自主防災組織、消防署に提供します。<br>◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がい者に対して職員が支援します。 |   |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆避難行動要支援者名簿の登録事務に関し、県の防災部局等から手続き等に関する情報提供があった都度、福祉課との情報共有に努めます。  | 総務課(庶務係)               | ◆災害対策基本法の改正(案)内容が国から提示されたことから、個別避難計画の策定方法など避難行動要支援者に関する必要な情報を福祉課に提供し、情報共有に努めました。   | ◎  |        |  | ◆避難行動要支援者名簿の登録事務に関し、県の防災部局等から手続き等に関する情報提供があった都度、福祉課との情報共有に努めます。           |
| 30   | 2    | 2-1)要支援者などの情報の共有 | 区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組み人と情報共有し、特に配慮が必要な人たちを見守るための個別避難計画作成などの支援体制の充実を進めます。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。<br>◆自主防災組織等が個別避難計画を作成するに当たり、総務課、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。  | 福祉課(高齢者支援係)            | ◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、研修資料を配布することで対応しました。<br>◆新任区長に対し、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行いました。<br>◆自主防災組織等から個別避難計画作成に関する相談はありませんでした。   | ○  |        | ◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。<br>◆自主防災組織等が個別避難計画を作成するに当たり、総務課、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。  |   |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆毎月ある民生児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。  | 福祉課(障がい者・生活支援係)        | ◆民生委員児童委員の役員会、定例会において避難行動要支援者名簿を配布し、情報の共有を図りました。   | ○  |        |  | ◆毎月行われる民生児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。                       |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ児童委員と情報共有を行います。   | 健康・こども課(子育て支援係)        | ◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ、児童委員と情報共有を行いました。(令和2年度登録児童数42人)  | ○  |        |  | ◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ児童委員と情報共有を行います。                                    |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の策定に際し、資料提供や助言を行います。<br>◆避難訓練を実施する際には、福祉サービス事業所なども対象とし、要配慮者への対応も含めた視点を入れるよう対応します。  | 総務課(庶務係)               | ◆個別避難計画の策定に向けた好事例を調査研究し、福祉課と支援のあり方や法改正に向けた対応を協議しました。<br>◆コロナ禍のため、参加対象者を限定し、地震津波避難訓練を11月に実施しました。(参加者1,310名)<br>◆台風10号で避難した事業所と後日意見交換を行い、今後の受入れにおける対応を確認しました。  | ○  |        |  | ◆災害対策基本法が改正されるのを受け、地域で個別避難計画の策定が進むよう要配慮者の個別避難計画のあり方、支援の方法などを福祉課と協議していきます。 |
| 31   | 2    | 2-1)要支援者などの情報の共有 | 各種団体と共有する情報の取扱いが適切になされるよう、必要な研修を実施します。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆避難行動要支援者名簿の管理者・情報取扱者(民生委員、区長など)に対して、町と共有する避難行動要支援者名簿が適切に管理されるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。  | 福祉課(高齢者支援係)            | ◆4月の新任区長研修会の中で、新規管理者となる新任区長に対し、名簿の取扱いや活用方法、個人情報保護に関する研修を行いました。<br>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、個人情報保護に関する研修会は中止とし、区長・民生委員などの新規情報取扱者に対して研修資料を配布しました。  | ○  |        | ◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、個人情報保護に関する研修会を開催します。   |   |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆高齢者支援係と連携し、民生委員児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。  | 福祉課(障がい者・生活支援係)        | ◆6月の民生委員児童委員協議会の定例会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったため、避難行動要支援者名簿は福祉課窓口での配布に変更されました。  | ○  |        |  | ◆高齢者支援係と連携し、民生委員児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。               |
|      |      |                  |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、緊急事態宣言が発令されたことから、個人情報保護研修会は実施できないため、研修資料を配布する対応とします。  | 総務課(庶務係)               | ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、個人情報保護研修会は開催できず、研修資料を配布することとしました。  | ○  |        |  | ◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、個人情報保護に関する研修会を開催します。                              |

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性        | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |   | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)   | 令和2年度取組結果  | 評価 | 今後の課題等  | 令和3年度行動計画  |
|------|------|---------------|---|----|----|----|----|---|---|--|--|----|---|--|
|      |      |               |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5   |   |  |  |    |   |  |
| 32   | 2    | 2-(2)見守り活動の充実 | あらゆる機会を通じて、自治区や老人クラブ活動などのような、地域における日頃からの住民同士の見守り活動の重要性を啓発します。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。<br>◆認知症はいかに模擬訓練を行い、声掛けの方法や日頃の見守りの重要性を啓発します。 | 福祉課(高齢者支援係)  | ◆自治区の出前講座で行った認知症サポーター養成講座(受講者14名)で、認知症高齢者の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけました。<br>◆認知症の相談があった住民や介護サービス事業所に福岡県が実施する防災メール・まもるくん、折尾警察署と行政等が連携する徘徊高齢者等SOSネットワーク、見守りシールを案内し情報提供しました。<br>◆新型コロナウイルス感染拡大のため、行方不明高齢者等搜索模擬訓練は実施できませんでした。 | △  |   | ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。<br>◆行方不明高齢者等搜索模擬訓練を行い、声掛けの方法や日頃の見守りの重要性を啓発します。                         |
|      |      |               |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆民生委員・児童委員の活動について、広報及び町ホームページで紹介しました。<br>◆民生委員・児童委員の活動強化週間における、各学校での挨拶運動などの取組みを支援します。     | 福祉課(障がい者・生活支援係)  | ◆広報あしや5/1号に民生委員・児童委員を紹介する記事を顔写真入りで掲載しました。<br>◆緊急事態宣言発出に伴う学校休校のため、5月の民生委員の日以小中学校での挨拶運動を行うことはできませんでした。。  | ○  |   | ◆民生委員・児童委員の活動について、広報及び町ホームページで紹介しました。<br>◆民生委員・児童委員の活動強化週間における、各学校での挨拶運動などの取組みを支援します。                                |
|      |      |               |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆区長会、民生・児童委員に対し、児童の見守り活動についての協力依頼を行います。   | 健康・こども課(子育て支援係)  | ◆民生・児童委員に対し、個別の見守りを依頼した事案はありません。また、改めての全体的な見守りの依頼は実施していません。<br>また、区長会への直接の協力依頼は行っていません。  | △  |   | ◆民生・児童委員に対し、児童の見守り活動についての協力依頼を行います。  |
|      |      |               |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆自治区のみちづくり計画策定の支援を行います。<br>◆大学との連携事業において、自治区活性化案を区長に提案します。                                | 環境住宅課(地域振興・交通係)  | ◆区長へ転入者について情報提供を行いました。<br>◆九州女子大学との連携事業において、自治区活性化案を提案しました。<br>◆自治区活性化事業交付金を支給しました。(継続事業)<br>◆まちづくり計画の策定を支援しました。(はまゆう区)  | ○  |   | ◆自治区におけるまちづくり計画の策定を支援します。<br>◆包括的連携協定を締結している大学と連携し、自治区活性化事業に取り組みます。  |
|      |      |               |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。                                | 生涯学習課(社会教育係)   | ◆青少年健全育成町民会議をはじめ、自治区防犯組合などの団体と連携し、地域ぐるみでの見守り活動を実施しました。(毎月第3金曜日19:00~20:00に町内の公園などをパトロールし、町内や近隣市町で不審者情報が発生した場合、随時巡回を行いました。)   | ○  |   | ◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。   |
|      |      |               |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施  | ◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。<br>◆6月の町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。    | 生涯学習課(公民館・文化係)   | ◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行いました。<br>◆令和2年度の研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送りました。   | △  |   | ◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。<br>◆6月の町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。総会が書面開催となった場合は、別途研修会の開催を検討します。 |
| 33   | 2    | 2-(2)見守り活動の充実 | 事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。          | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆独居高齢者等の見守り協力を求めるため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼をします。 | 福祉課(高齢者支援係)   | ◆町内の新聞販売店やコンビニエンスストア等に対し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼文を送付し、協力を依頼しました。 | ○  |    | ◆独居高齢者等の見守り協力を求めるため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼をします。 |  |

3 安心・安全を支える体制づくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性                | 具体的取り組み項目  | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画       | 所管課(係)  | 令和2年度取組結果 | 評価  | 今後の課題等   | 令和3年度行動計画 |
|------|------|-----------------------|--|----|----|----|----|----|-----------------|---|-----------|---|--|-----------|
|      |      |                       |  | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |                 |   |           |   |  |           |
| 34   | 2    | 3- (1)災害時や緊急時の情報提供の充実 | 避難準備情報などの伝達訓練を実施するとともに、避難場所などについて周知します。                      | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 総務課(庶務係)        | ◆広報あしやで防災啓発記事、警戒レベルについて掲載し、住民が取るべき災害時の対応や避難場所について周知しました。(6/1号、9/1号)また、町ホームページにも同様の記事を掲載した他、マイタイムラインの重要性に関する記事も掲載しました。<br>◆町内の児童・生徒、自治区から人数を制限した中、避難訓練を11月に実施し、避難場所及び災害時に取るべき避難行動を周知しました。(参加者1,310名) | ◎         | ◆第2次地域福祉計画策定時の住民アンケート(H30)では、若年者ほどハザードマップを確認していない割合が多く、(20代の84.4%が確認していない)回答)50代未満への層の働きかけ、周知が課題です。 | ◆危機管理専門官を中心に、ハザードマップを事前講座等の際に活用し、避難時の場所などの周知に努めます。<br>◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。<br>◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号) ※コロナ対策、マイタイムライン、警戒レベルについて掲載予定。          |           |
| 35   | 2    | 3- (1)災害時や緊急時の情報提供の充実 | 災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように環境を整備します。                          | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 総務課(庶務係)        | ◆災害情報を屋内でも聴取、視認を可能とする戸別受信機の設置工事に係る必要な事務を行いました。(工期令和3年度末)<br>◆導入する戸別受信機については、音声の読み上げ、文字での受信が可能であり、視覚、聴覚に障がいがある方でも適時、適切に情報伝達が可能となる機器を選定しました。  | ◎         | ◆災害弱者へわかりやすく伝えていく方法が課題です。   | ◆戸別受信機については、令和4年度から使用できるよう実証に事務を進めるとともに、各戸配布前に導入に向けた住民周知を行います。<br>◆災害対策基本法の改正が予定されており、避難勧告がなくなり、避難指示に一本化される見込みとなっている。出水期において、適切な避難行動ができるよう、広報あしやなどを通じて、住民に周知します。 |           |
| 36   | 2    | 3- (2)地域防災体制の確立       | 自主防災組織活動の活性化を図るため、災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定した自主防災訓練への支援を行います。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 総務課(庶務係)        | ◆区長会(8月)で全区長を対象に、防災に対する知識の啓発を行うとともに、出前講座や訓練を実施する際に総務課が支援する旨案内しました。<br>◆大君区で出前講座を実施し、災害時に取るべき対応、コロナ禍における避難行動、町の対策などを説明しました。<br>◆共助が進む先進自治体の取組の調査研究を進めましたが、コロナ禍の影響もあり、地域での避難訓練などの支援要請はありませんでした。       | ○         | ◆4自治区(浜口、第一緑ヶ丘、金屋、中小路)で自主防災組織が結成されていないことが課題です。  | ◆区長会等の地縁団体に対し、防災に関しての知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行います。<br>◆防災士の資格取得にあたる受験費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担する防災士育成事業を案内し、地域での防災士定着を図ります。                                       |           |
| 37   | 2    | 3- (2)地域防災体制の確立       | 住民の防災意識を高めるよう、広報や講座などを通じて防災についての情報提供や啓発の充実を図ります。             | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 総務課(庶務係)        | ◆令和2年4月に総務課に配置された危機管理官を中心に、ハザードマップを事前講座等の際に、活用し、周知に努めます。<br>◆6月、11月の年2回の避難訓練を実施する中で、商工業者や児童、生徒の参加もあため、ハザードマップの活用を啓発していく。  | ◎         | ◆第2次地域福祉計画策定時の住民アンケート(H30)では、若年者ほどハザードマップを確認していない割合が多く、(20代の84.4%が確認していない)回答)50代未満への層の働きかけ、周知が課題です。 | ◆危機管理専門官を中心に、ハザードマップを事前講座等の際に活用し、避難時の場所などの周知に努めます。<br>◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。<br>◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号) ※コロナ対策、マイタイムライン、警戒レベルについて掲載予定。          |           |
| 38   | 2    | 3- (2)地域防災体制の確立       | 災害時等に、町内の福祉事業所等と連携し、避難に関して配慮が必要な人のための福祉避難所を設置するための体制を整備します。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆福祉避難所の設置について、広報あしや6/1号に掲載し、制度について周知しました。<br>◆避難所開設マニュアルを見直し、ケーススタディを実施しました。  | ○         |   | ◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障害福祉サービス事業者1ヶ所)と連携し、引き続き災害時等に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。<br>◆避難所開設マニュアルを見直し、ケーススタディを実施します。           |           |
|      |      |                       |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を1回実施しました。  | ○         | ◆災害時等に、協定に基づき迅速に避難対応ができるようにしていくことが重要です。   | ◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施します。  |           |
| 39   | 2    | 3- (3)防犯体制・交通安全対策の推進  | 不審者情報等の安全に関わる情報が发出されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。                | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 健康・こども課(子育て支援係) | ◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が发出されたときは、保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブに周知し、また、教育委員会等と連携して町内を巡回しました。(3回程度)   | ○         |   | ◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が发出されたときは、保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブに周知し、また、教育委員会等と連携して町内を巡回します。   |           |
|      |      |                       |  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆町内で不審者が確認された際は、町のHPに情報の掲載や不審者情報のメール配信(希望者のみ)を実施しました。(1件)<br>◆折尾署などと連携し夜間の協働パトロールを実施しました。(14回)  | ○         | ◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が发出された際は、町HPやメール等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を行います。<br>◆折尾署などと連携し青パト巡回などを実施します。          |  |           |

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和2年度「公助」行動評価及び令和3年度「公助」行動計画

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性              | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画                                    | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果  | 評価 | 今後の課題等                             | 令和3年度行動計画   |
|------|------|---------------------|---|----|----|----|----|----|--|-----------------|--|----|------------------------------------|---|
|      |      |                     |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |  |                 |  |    |                                    |   |
| 40   | 2    | 3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進 | 地域の自主的な防犯組織である、芦屋町自治防犯組合の活動を支援します。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆パトロールを継続するため、パトロールに携わる人数を更に増やします。           | 環境住宅課(地域振興・交通係) | ◆令和元年度以上のパトロールを実施しました。(令和元年129回→令和2年221回)  | ◎  |                                    | ◆職員によるパトロールを拡大して行います。   |
| 41   | 2    | 3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進 | 消費者の安全と安心を確保するため消費生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあつせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取り組みを行います。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆役場の開庁時間に合わせて対応できるよう、消費者生活相談窓口等の体制を整えます。     | 環境住宅課(地域振興・交通係) | ◆役場の開庁時間に合わせて対応できるよう、消費者生活相談窓口の体制を整え、広報あしや及びHPで周知を行いました。<br>◆相談対応を行いました。(122回)                             | ◎  |                                    | ◆消費者生活相談に関する事業を継続して行います。  |
| 42   | 2    | 3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進 | 芦屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等をととして、交通安全意識の浸透を図ります。             | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆交通安全運動を実施します。                               | 環境住宅課(地域振興・交通係) | ◆交通安全運動を予定どおり年4回(春夏秋冬)実施しました。(新型コロナウイルス感染症の影響により啓発物資の配布等(キャンペーン)は未実施)<br>◆交通事故が大幅に減少しました。(令和元年41件→令和2年15件) | ○  | ◆新型コロナ禍でも実施できるキャンペーンのあり方について検討します。 | ◆新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた交通安全運動を実施します。   |
| 43   | 2    | 3-(4)暮らしやすい環境の整備    | 公共施設の改修等を行う際には、バリアフリー環境の推進に努めます。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(7棟)<br>◆町民会館改修工事(点字ブロックの設置) | 全庁              | ◆緑ヶ丘団地(7棟)エレベーター設置工事を行いました。<br>◆町民会館改修工事と合わせて歩道から玄関への点字ブロックの設置・改修を行いました。                                   | ○  |                                    | ◆緑ヶ丘団地6棟エレベーター設置工事<br>◆緑ヶ丘団地9棟改修工事実施設計委託及び芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事設計業務委託においてバリアフリー化を検討します。 |
| 44   | 2    | 3-(4)暮らしやすい環境の整備    | 住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。                                      | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆バス停ベンチを20台新設します。<br>◆バス停台帳を整備します。           | 環境住宅課(地域振興・交通係) | ◆バス停ベンチ20台を設置しました。<br>◆バス停台帳情報を整理しました。<br>◆タウンバス・巡回バスの運行について、巡回バスのニーズに合わせて一部路線変更及びバス停の新設を行いました。            | ◎  |                                    | ◆公共交通計画を策定します。<br>◆バス停ベンチを8台設置します。<br>◆バス停上屋を建替えます。<br>◆駐輪場上屋を新設します。              |

<基本目標3>福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上のための環境づくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性                  | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画   | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果  | 評価 | 今後の課題等 | 令和3年度行動計画  |
|------|------|-------------------------|---|----|----|----|----|----|---|-----------------|--|----|--------|--|
|      |      |                         |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |   |                 |  |    |        |  |
| 45   | 3    | 1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進 | 高齢者や障がいのある人、子どもの権利に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉に関する啓発に取り組みます。   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、啓発チラシ等を配布します。<br>◆認知症サポーター養成講座で、認知高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。                               | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆高齢者虐待に関して、6/1号の広報紙に記事掲載し虐待防止のための啓発を行いました。また、高齢者虐待の啓発に関するチラシ等を窓口に配置するとともに、介護サービス事業者等連絡会にて配布しました。<br>◆認知症サポーター養成講座(受講者14名)で、認知症高齢者の特性を紹介しました。   | ○  |        | ◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、啓発チラシ等を配布します。<br>◆認知症サポーター養成講座で、認知高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。  |
|      |      |                         |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆人権まつりが中止となったため、成人式等の町内行事で、障がい者に関する啓発チラシや啓発物資(石鹸)の配布を行いました。  | ○  |        | ◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。   |
|      |      |                         |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆広報紙に、子どもの人権に関する記事を掲載します。   | 健康・子ども課(子育て支援係) | ◆広報あしや11/1号に「児童虐待防止」についての記事を掲載しました。  | ○  |        | ◆広報紙に、子どもの人権に関する記事を掲載します。  |
| 46   | 3    | 1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進 | 地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆社会福祉協議会や、民生委員・児童委員等と協力して各種事業を実施する際は、事業実施をとおしてこれら関係機関の認知度が向上するような工夫を検討します。<br>◆具体的には、広報紙等で事業を紹介する際、その事業に関わる「人」を取り上げて周知を図ります。    | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、敬老会をはじめとする主催事業が中止となったため、事業をとおしての認知度向上は図れませんでした。<br>◆広報あしや毎月1日号の連載記事「私たちの手で支え合いの地域をつくる」において、各種団体の紹介を行いました。  | △  |        | ◆社会福祉協議会や、民生委員・児童委員等と協力して各種事業を実施する際は、事業実施をとおしてこれら関係機関の認知度が向上するような工夫を検討します。<br>◆具体的には、広報紙等で事業を紹介する際、その事業に関わる「人」を取り上げて周知を図ります。                                     |
|      |      |                         |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆広報紙に民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。<br>◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を掲載します。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆広報あしや5/1号に民生委員・児童委員を紹介する記事を顔写真入りで掲載しました。<br>◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を顔写真入りで掲載しました。   | ○  |        | ◆広報紙に民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。<br>◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を掲載します。   |
| 47   | 3    | 1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進 | 福祉についての理解を深めるため、多くの住民が興味関心を持てるようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。<br>◆認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症講演会を開催します。<br>◆住民同士による助けあいの重要性をテーマに社会福祉協議会、あしや助けあい・支えあいの会と共催で住民福祉講演会を開催します。 | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆地域交流サロン実施地区を対象にした介護予防教室を実施しました。<br>・保健師講話(3回)<br>・口腔ケアについて(3回)<br>・リハビリテーション専門職による介護予防(5回)<br>◆新型コロナウイルス感染拡大のため、認知症講演会は開催できませんでした。<br>◆遠賀郡三町(芦屋町、遠賀町、岡垣町)合同で成年後見制度に関する講演会を開催しました(1回)。 | △  |        | ◆地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。<br>◆認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症講演会を開催します。<br>◆遠賀郡三町合同で成年後見制度に関する講演会を開催します。<br>◆住民同士による助けあいの重要性をテーマに社会福祉協議会、あしや助けあい・支えあいの会と共催で住民福祉講演会を開催します。 |
|      |      |                         |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。  | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆人権まつりが中止となったため、成人式等の町内行事で、障がい者に関する啓発チラシや啓発物資(石鹸)の配布を行いました。  | △  |        | ◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。   |
|      |      |                         |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆出前講座に興味を持ってもらえるよう、必要に応じ、内容の見直しを行います。   | 健康・子ども課(子育て支援係) | ◆出前講座の内容の見直しは、特にニーズ等もなく、行っていません。   | △  |        | ◆出前講座に興味を持ってもらえるよう、必要に応じ、内容の見直しを行います。  |
|      |      |                         |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆福岡県同和问题啓発強調月に合わせて人権講演会・人権週間に合わせて人権まつりを開催することで、重点的な啓発を行います。<br>◆講演会等を実施した際はより興味と関心を持てるような内容づくりのためにアンケート調査を実施します。                | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から7月の人権講演会、12月の人権まつりはどちらも中止しました。<br>◆人権講演会を実施できていないため、アンケート調査等も実施できませんでした。   | △  |        | ◆十分な感染症対策を講じた上での人権講演会、人権まつりの開催方法を検討することが必要です。<br>◆幅広い年齢層に参加してもらえるよう内容・方法を検討することが必要です。  |

2 地域福祉を担うづくり

| 取組番号 | 基本目標 | 施策の方向性               | 具体的取り組み項目   | 年度 |    |    |    |    | 令和2年度行動計画  | 所管課(係)          | 令和2年度取組結果   | 評価 | 今後の課題等  | 令和3年度行動計画  |
|------|------|----------------------|---|----|----|----|----|----|--|-----------------|---|----|---|--|
|      |      |                      |   | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  |  |                 |   |    |   |  |
| 48   | 3    | 2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成 | 民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。  | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報を伝達する研修の案内をします。   | 福祉課(障がい者・生活支援係) | ◆民生委員・児童委員の役員会と定例会において、研修の案内等のお知らせを行いました。<br>◆民生委員・児童委員の勉強会で福祉サービスのしおりをもとに、福祉サービスについての周知をしました。  | ○  |   | ◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報を伝達する研修の案内をします。   |
| 49   | 3    | 2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成 | 活動のリーダー役となる人たちにに向けた学習会や研修などの充実を図り、人材の育成に努めるとともに、新たに地域福祉活動に参加する人の地域デビューを支援します。 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。<br>◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。  | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コース8回(実人数11名・延べ70名)、実践者向けコース5回(実人数21名・延べ77名)を開催しました。<br>◆地域交流サロン事業実施地区の代表者に対し交流会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施できませんでした。 | △  |   | ◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。<br>◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。  |
|      |      |                      |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆リードほらんていあキッズで福祉施設訪問等の実践活動を行い、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。<br>◆生活支援ボランティア団体の運営支援を行います。  | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆リードほらんていあキッズ事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から大半の事業を中止しましたが、被災地支援活動として、被災地の農産物の販売支援を行いました。<br>◆生活支援ボランティア団体の運営支援を行うことで、地域のボランティア人材の確保につなげています。      | ○  | ◆リードほらんていあキッズのほか、地域の人に対してボランティアについての学習の機会を持つことが必要です。            | ◆リードほらんていあキッズで福祉施設訪問等の実践活動を行い、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。<br>◆地域の人を対象にしたボランティアに関する研修を実施し、人材の育成を図ります。   |
| 50   | 3    | 2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成 | 福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。                 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。<br>◆あしたの会と共同で講演会等を開催することで、ボランティアへの参加希望者と団体とのコンタクトの機会を設けます。  | 福祉課(高齢者支援係)     | ◆広報あしや7/1号で、手をつなぐリボンの会の八朔の会等の活動を紹介しました。<br>◆新型コロナウイルス感染症の影響で、講演会の開催は見送りました。   | ○  |   | ◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。<br>◆あしたの会と共同で講演会等を開催することで、ボランティアへの参加希望者と団体とのコンタクトの機会を設けます。  |
|      |      |                      |   | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じニーズの把握に努めます。<br>◆住民へボランティア意識が浸透し人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。<br>◆福祉ボランティアをしたい人については相談を受け、その後社会福祉協議会に紹介を行います。 | 生涯学習課(社会教育係)    | ◆ボランティアコーディネーターが利用者の各種相談に応じ、ボランティアマッチングを推進しました。(相談件数502件)<br>◆ボランティア活動センターの広報紙や掲示スペースでボランティア団体についての情報を発信しました。                               | ○  | ◆ボランティアマッチングにつなげるため、ボランティアに関する情報の発信とボランティア団体の活動内容等についての周知が必要です。 | ◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じニーズの把握に努めます。<br>◆住民へボランティア意識が浸透し人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。<br>◆福祉ボランティアをしたい人については相談を受け、その後社会福祉協議会に紹介を行います。 |